

短期社債等の振替に関する法律施行規則（仮称）の事項一覧

条番号	法律条項	見出し	主な内容	備考
目次				
第1章 総則				
第1条	2条	定義	「短期社債」、「短期社債等」、「振替機関」、「加入者」、「振替業」、「業務規程」、「機関口座」、「特定合併」、「特定合併後の振替機関」、「新設分割」、「設立会社」、「吸収分割」、「承継会社」、「営業譲渡」、「譲受会社」及び「加入者集会」の用語の定義を規定	金融庁
第2章 振替機関				
第2条	3条1項	指定の申請等	法3条1項の指定を受けようとする者は、指定申請書のうち内閣総理大臣に提出するものを金融庁長官を経由して提出	同
	4条1項		指定申請書には、法4条1項各号に掲げる事項のほか、振替業を開始する時期を記載	
	4条2項7号		指定申請書の添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面 ・ 親法人及び子法人の概要を記載した書面 ・ 取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・ 取締役及び監査役の履歴書 ・ 取締役の担当業務を記載した書面 ・ 振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面 ・ 振替機関の事務の機構及び分掌を記載した書面 ・ その他参考となるべき事項を記載した書類 	
第3条	4条3項		法4条3項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、工業標準化法に基づく日本工業規格X6223に適合する90mmフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。	同

			<p>前項の電磁的記録への記録の方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 6 2 2 5 に規定する方式 ・ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格 X 0 6 0 5 に規定する方式 	
			<p>第一項の電磁的記録には、日本工業規格 X 6 2 2 3 に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者の名称 ・届出年月日 	
第 4 条	6 条 1 項	減資の認可申請	<p>次の事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減資前の資本の額 ・減資後の資本の額 ・減資予定年月日 ・減資の内容 	同
		減資認可申請書の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・理由書 ・資本の額の減少の方法を記載した書面 ・株主総会の議事録 ・最終の貸借対照表 	同
第 5 条	6 条 2 項	増資の届出	<p>次の事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増資前の資本の額 ・増資後の資本の額 ・増資予定年月日 ・増資の内容 	同
			<p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本の額の増加の方法を記載した書面 ・株主総会又は取締役会の議事録 	

第6条	9条1項ただし書	兼業の承認申請	<p>次の事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼業の承認を受けようとする業務 ・兼業業務の開始予定年月日 <p>承認申請書の添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼業業務の内容及び方法を記載した書類 ・兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面 ・兼業業務の運営に関する規則 ・兼業業務の開始後3年間における当該業務の収支の見込みを記載した書類 	同
第7条	9条2項	兼業業務の廃止の届出	<p>次の事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届け出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止した兼業業務の内容 ・廃止した年月日 ・廃止の理由 	同
第8条	10条1項	業務の一部委託の承認申請	<p>次の事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を委託する相手方（以下「受託者」という。）の商号又は名称及び所在地又は住所 ・委託する業務の内容及び範囲 ・委託の期間 	同

			承認申請書の添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・理由書 ・業務の委託契約の内容を記載した書面 ・受託者が法3条1項2号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面 ・受託者の取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この項及び次条において同じ。）が法3条1項3号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面 ・受託者の登記簿の謄本 ・受託者の定款又は寄附行為 ・委託する業務の実施方法を記載した書面 ・受託者の最近3年の各年度における営業報告書、貸借対照表及び損益計算書 ・受託者の取締役又は監査役の氏名を記載した書面 ・受託者の取締役又は監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・受託者の取締役又は監査役の履歴書 ・受託者の取締役の担当業務を記載した書面 ・その他参考となるべき事項を記載した書類 	
第9条	10条1項、2項	業務の一部委託の承認基準	承認申請が次の基準に適合する場合に承認 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の委託契約に、受託者が当該業務を他の者に委託しない旨の条件が付されていること。 ・業務の委託が当該業務の効率化に資すること。 ・受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。 ・受託者が法3条1項2号に掲げるものと同様の要件に該当すること。 ・受託者の取締役又は監査役が法3条1項3号に掲げるものと同様の要件に該当すること。 	同

第10条	11条5号	業務規程の記載事項	<p>主務省令で定める事項は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替業を行う時間及び休日に関する事項 ・振替業において取り扱う短期社債等についての当該短期社債等を発行した者の同意に関する事項 ・振替口座簿に記載し、又は記録されている事項を証明した書面の作成、交付に関する事項 ・機関口座に関する事項 ・法12条1項の規定による口座の開設の手続に関する事項 ・信託の記載又は記録に関する事項 ・加入者集会に関する事項 ・手数料に関する事項 ・業務の一部委託に関する事項 ・その他振替業に関し必要な事項 	同
			<p>法12条1項の申出をしようとする者が同項の規定による口座の開設の手続に際して振替機関に提出する書類は、金融庁長官が定めるものとする。</p>	
第11条	15条	帳簿書類等の作成及び保存	<p>作成すべき帳簿書類等は、振替口座簿とする。</p> <p>保存期間は、作成後10年間とする。</p>	同
第12条	16条1項	業務及び財産に関する報告書の提出	<p>業務及び財産に関する報告書は、商法281条1項に掲げるものとする。</p> <p>業務及び財産に関する報告書の添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産明細表 ・諸引当準備金明細表 ・その他諸勘定明細表 ・主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面 	同
			<p>業務及び財産に関する報告書は決算期経過後3月以内に金融庁長官及び法務大臣に提出</p>	

第13条	17条	定款又は業務規程の変更認可申請	次の事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出	同
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更の内容 ・ 変更予定年月日 	
			次の書類を添付	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 理由書 ・ 定款又は業務規程の新旧対照表 ・ 株主総会（業務規程の変更の認可申請にあっては、取締役会）の議事録 ・ その他参考となるべき書類 	
第14条	17条	定款又は業務規程の変更認可基準	定款又は業務規程の変更の内容が、法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分であること	同
第15条	18条1項	商号等の変更の届出	次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官及び法務大臣に提出	同
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更の内容 ・ 変更年月日 	
			前項の届出には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付	
			<ul style="list-style-type: none"> 一 法4条1項1号又は3号に掲げる事項の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法4条2項3号に掲げる書類 二 法4条1項4号に掲げる事項の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法4条2項1号及び3号に掲げる書類 ・ 取締役又は監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・ 取締役又は監査役の履歴書 ・ 取締役の担当業務を記載した書面 	

第16条	19条	事故	<p>事故は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法56条1項に規定する場合 ・取締役、監査役又は使用人（業務の一部の委託を受けた受託者のこれらに相当する者を含む。次項第二号において同じ。）が法令又は業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。 ・電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情による振替業の全部若しくは一部の停止。 	同
			<p>事故があったことを知った場合には、直ちに、次の事項を金融庁長官及び法務大臣に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した営業所の名称 ・事故を起こした取締役、監査役又は使用人の氏名及び役職名 ・事故の概要 	
			<p>更に、その事故の詳細が判明した場合には、遅滞なく、次の事項を金融庁長官及び法務大臣に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の詳細 ・改善策 	
第17条	20条2項	立入検査の証明書	<p>法20条第2項の規定により法務省の職員が携帯すべき証明書の様式を定める。（金融庁の職員にあつては、別に定める。）</p>	同
第18条	25条1項	特定合併の認可申請	<p>法4条1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定合併予定年月日 ・特定合併の方法 	同

25条3項

合併認可申請書の添付書類

- ・理由書
- ・特定合併の手続き記載した書面
- ・特定合併の当事者の会社登記簿の謄本
- ・特定合併の当事者の商法408条1項の規定による株主総会の議事録
- ・法33条の加入者集会の議事録
- ・特定合併の当事者の貸借対照表及び損益計算書
- ・特定合併後の振替機関が法3条1項2号及び3号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面
- ・特定合併後の振替機関の定款
- ・特定合併後の振替機関の業務規程
- ・特定合併後の振替機関の収支の見込みを記載した書類
- ・特定合併後の振替機関の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面
- ・特定合併後の振替機関の親法人及び子法人の概要を記載した書面
- ・特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- ・特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の履歴書
- ・特定合併後の振替機関の取締役の担当業務を記載した書面
- ・特定合併後の振替機関における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面
- ・特定合併後の振替機関の事務の機構及び分掌を記載した書面
- ・その他参考となるべき事項を記載した書類

	25条4項 (27条4項、29条4項、31条4項において準用する場合を含む。)		法25条4項(法27条4項、29条4項、31条4項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める電磁的記録は、3条の規定による電磁的記録とする。	
第19条	27条1項	新設分割の認可申請	法27条2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出 <ul style="list-style-type: none"> ・新設分割予定年月日 ・新設分割の方法 	同
	27条3項		新設分割認可申請書の添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・理由書 ・新設分割の手続きを記載した書面 ・新設分割の当事者の会社登記簿の謄本 ・新設分割の当事者の商法374条1項の規定による株主総会の議事録 ・法33条の加入者集会の議事録 ・新設分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書 ・設立会社が法3条1項2号及び3号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面 ・設立会社の定款 ・設立会社の業務規程 ・設立会社の収支の見込みを記載した書類 ・設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面 ・設立会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面 ・設立会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・設立会社の取締役及び監査役の履歴書 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立会社の取締役の担当業務を記載した書面 ・ 設立会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面 ・ 設立会社の事務の機構及び分掌を記載した書面 ・ その他参考となるべき事項を記載した書類 	
第20条	29条1項	吸収分割の認可申請	<p>法29条2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吸収分割予定年月日 ・ 吸収分割の方法 	同

	29条3項		<p>吸収分割認可申請書の添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由書 ・吸収分割の手続きを記載した書面 ・吸収分割の当事者の会社登記簿の謄本 ・吸収分割の当事者の商法374条の17第1項の規定による株主総会の議事録 ・法33条の加入者集会の議事録 ・吸収分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書 ・承継会社が法3条1項2号及び3号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面 ・承継会社の定款 ・承継会社の業務規程 ・承継会社の収支の見込みを記載した書類 ・承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面 ・承継会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面 ・承継会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・承継会社の取締役及び監査役の履歴書 ・承継会社の取締役の担当業務を記載した書面 ・承継会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面 ・承継会社の事務の機構及び分掌を記載した書面 ・その他参考となるべき事項を記載した書類 	
第21条	31条1項	営業譲渡の認可申請	<p>法31条2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業譲渡予定年月日 ・営業譲渡の方法 	同

	31条3項		<p>営業譲渡認可申請書の添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由書 ・営業譲渡の手続きを記載した書面 ・営業譲渡の当事者の会社登記簿の謄本 ・営業譲渡の当事者の商法245条1項（同法246条1項において準用する場合を含む。）の株主総会又は取締役会の議事録 ・法33条の加入者集会の議事録 ・営業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書 ・譲受会社が法3条1項2号及び3号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面 ・譲受会社の定款 ・譲受会社の業務規程 ・譲受会社の収支の見込みを記載した書類 ・譲受会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面 ・譲受会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面 ・譲受会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・譲受会社の取締役及び監査役の履歴書 ・譲受会社の取締役の担当業務を記載した書面 ・譲受会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面 ・譲受会社の事務の機構及び分掌を記載した書面 ・その他参考となるべき事項を記載した書類 	
第22条	34条2項	招集通知に記載すべき事項	<p>加入者集会の招集通知には、法34条3項及び法38条2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が有する各議決権の数及び議決権の総数 ・法26条に規定する特定合併の承認の議案に関する場合 	同

			<ul style="list-style-type: none"> —特定合併を必要とする理由、合併契約書の内容並びに特定合併の当事者の貸借対照表及び損益計算書 ・法28条に規定する新設分割の承認の議案に関する場合 —新設分割を必要とする理由、分割計画書の内容並びに新設分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書 ・法30条に規定する吸収分割の承認の議案に関する場合 —吸収分割を必要とする理由、分割契約書の内容並びに吸収分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書 ・法32条に規定する営業譲渡の承認の議案に関する場合 —営業譲渡を必要とする理由、譲渡契約書の内容並びに営業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書 ・その他参考となるべき事項 	
第23条	36条2項	議決権を行使するための書面	<p>法36条2項の規定において準用する商法特例法21条の3第2項の加入者が議決権を行使する書面（以下「議決権行使書面」という。）には、加入者が賛否を記載する欄を設けるものとする。ただし、別に棄権の欄を設けることを妨げないものとする。</p> <p>議決権行使書面には、賛否の記載がない場合には、議案に賛成、反対又は棄権のいずれかの意思表示があったものとして取り扱う旨の記載をすることができるものとする。</p> <p>議決権行使書面には、議決権を行使すべき加入者の氏名又は商号若しくは名称及び議決権の数を記載し、加入者が押印する欄を設ける。</p>	同
第24条	40条	解散等の認可申請	認可を受けるべき事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出	同

			<p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由書 ・株主総会の議事録 ・資産及び負債の内容を明らかにした書類 ・振替業の結了の方法を記載した書類 ・その他参考となるべき事項を記載した書類 	
第25条	41条2項	指定失効の届出	<p>次に掲げる場合—以下の事項を記載し、添付書類とともに金融庁長官及び法務大臣に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替業を廃止したとき。 <ul style="list-style-type: none"> (記載事項) 廃止年月日、廃止理由 (添付書類) 株主総会の議事録、振替業の結了の方法を記載した書類 ・合併により消滅したとき。 <ul style="list-style-type: none"> (記載事項) 合併の相手方の商号、合併年月日、合併の方法 (添付書類) 合併契約書、株主総会の議事録、振替業の結了の方法を記載した書類、合併の手続きを記載した書面 ・破産により解散したとき。 <ul style="list-style-type: none"> (記載事項) 破産の申立てを行った年月日、破産宣告を受けた年月日 (添付書類) 裁判所の破産宣告決定文の写し、振替業の結了の方法を記載した書類 ・合併及び破産以外の理由により解散したとき。 <ul style="list-style-type: none"> (記載事項) 解散年月日、解散の理由 (添付書類) 株主総会の議事録、振替業の結了の方法を記載した書類 ・振替業の全部を譲渡したとき。 <ul style="list-style-type: none"> (記載事項) 譲渡先の商号、譲渡年月日 ・振替業の全部を分割により承継させたとき。 <ul style="list-style-type: none"> (記載事項) 承継先の商号、分割年月日 	同

第26条	42条	振替業の終了の通知	法42条の規定により、振替機関であった者又は一般承継人は、当該振替機関が行った振替業を終了したときは、遅滞なく、その旨を振替口座簿の抄本とともに短期社債等の発行者に対して通知	同
第27条	同	振替業の終了の届出	法42条の規定により、振替機関であった者又は一般承継人は、当該振替機関が行った振替業を終了したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び法務大臣に届け出 金融庁長官及び法務大臣は、前項の届出があったときは、その内容を公示	同
第28条	46条3項	振替口座簿の電磁的記録の方法	法46条3項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	同
第29条	60条	振替口座簿の記載事項又は記録事項を証明する書面の交付請求	加入者又は利害関係者は、振替口座簿の記録事項証明書の交付を請求するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を振替機関に提出 ・申請者の氏名又は商号若しくは名称及び住所又は所在地 ・請求の目的 申請者が利害関係者である場合には、利害関係を明らかにする書類を添付 振替機関は、記録事項証明書の請求の目的が資産の流動化に関する法律118条の5の2第1項の反対をするためにする供託である旨の記載がある場合においては、当該記録事項証明書にその旨を付記しなければならない。 前項の規定による付記がされた記録事項証明書の交付を受けた加入者は、前項の反対を撤回するときは、遅滞なく、当該記録事項証明書を、これを交付した振替機関に返還しなければならない。	同

第30条	—	届出事項	<p>振替機関は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を添付書類とともに金融庁長官及び法務大臣に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振替機関の代表者の氏名の変更 (添付書類) 会社登記簿の抄本(当該変更に係る事項に限る。) ・ 2条3項5号の書面の記載事項の変更(当該変更が振替機関の取締役又は監査役の氏名の変更による場合を除く。) (添付書類) 当該変更に係る事項を記載した書面 ・ 2条3項7号の書面、5条2項1号の書類の記載事項、7条1項1号の記載事項、7条2項2号、7号の書類の記載事項の変更 (添付書類) 当該変更に係る事項を記載した書面 ・ 7条2項6号の書類の変更 (添付書類) 当該変更後の書類 ・ 業務規程に基づき規則を定めたとき (添付書類) 当該規則を記載した書類 ・ 業務規程に基づき定めた規則の廃止 (添付書類) 当該廃止の旨を記載した書面、理由書 ・ 業務規程に基づき定めた規則の変更 (添付書類) 当該変更事項を記載した書面、理由書、新旧対照表 	同
第3章 雑則				

第31条	—	短期社債等の内容の情報提供	<p>振替機関は、振替口座簿に記載し、又は記録されている短期社債等について次に掲げる事項を電子情報処理組織を利用する方法その他の方法により、公衆に提供しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期社債等の銘柄 ・当該短期社債等の総額 ・商法304条の規定により短期社債等を発行する場合には、その旨及び各会社の負担部分 	同
第32条	—	標準処理期間	<p>指定、認可又は承認に関する申請があった場合は、次の期間内に当該申請に対する処分をするように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定—2月 ・認可又は承認—1月 <p>前項の期間には、次に掲げる期間は含まない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該申請を補正するために要する期間 ・当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間 ・当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間 	同